

VI 名古屋市に進出・立地したい方への支援策

1. 本社機能等立地促進補助金

名古屋市では、名古屋市内に本社機能等を移転又は新たに開設する企業に対して、その事業に要する経費の一部を助成します。

補助制度の概要

対象企業	全業種（法人資格取得後、5年以上の企業が対象となります。）		
対象となる場合	(1) 事務所の場合 ・企業全体を統括する意思決定機関であること ・全社的な業務を担当する調査・企画部門、研究開発部門等であること (2) 研究施設の場合 事業者の研究開発において重要な役割を担うものであること		
対象要件	移 転 元 地 域		
	東京23区内	その他地域 (本市を除く)	
	・延床面積100㎡ (大企業の場合は200㎡以上)	・延床面積200㎡ (大企業の場合は300㎡以上)	
	・正規常時雇用者15人以上（大企業の場合は30人以上） 5人（大企業の場合は10人）以上が本市に住民登録すること。		
補助対象経費	(1) 建物賃借料 (2) 建物建設工事費又は取得費（土地を除く） (3) 機械設備購入費及び什器備品購入費（ただし、取得価額50万円未満は除く） (4) 移転に係る運搬料等		
補助率	賃借型	建物賃借料×36か月×50%	
	所有型	建物建設工事費又は取得費 ×12%以内 ※投資要件あり	建物建設工事費又は取得費 ×10%以内 ※投資要件あり
	共通	補助対象経費 (3), (4) ×50%	補助対象経費 (3), (4) ×20%
限度額	賃借型	1億円	5,000万円
	所有型	10億円	5億円
その他	別途、本市への正規常時雇用者の異動及び本店登記移転に対し加算があります。		

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課
 電話:972-2423 FAX:972-4135

2. 企業進出促進補助金

名古屋市では、企業の進出を促進するため、市内において初めて事業所を開設する市外企業に対して、開設に要する経費の一部を助成します。

補助制度の概要

対象企業	<p>(1)ICT企業 ICT、ロボット、デジタルコンテンツ、クリエイティブ分野を主に事業活動の対象とする法人設立後3年以上経過した企業</p> <p>(2)外資系企業 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条第1項第2号及び第3号に規定する会社等及び当該会社等が発行済株式の総数又は出資金額（自己の株式又は出資を除く。）の3分の1超の株式又は出資金額を有する法人設立後3年以上経過した企業</p> <p>(3)スタートアップ企業 グリーン化及びデジタル化をはじめ新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を行っている法人設立後10年を経過しない企業</p> <p>(4)グロース企業 資本金1,000万円以上かつ、直近事業年度の売上が1億円以上又は経常利益1,000万円以上であって、今後の成長が見込まれる法人設立後3年以上経過した企業</p>
対象となる場合	市外の企業が、市内で建物を賃借して、初めて事業所（店舗等を除くオフィスや研究開発拠点等）を開設する場合
対象要件	<p>(1)ICT企業 ・床面積30㎡以上 ・エンジニア等の職種の常時雇用者2人以上が常駐</p> <p>(2)外資系企業 ・床面積20㎡以上 ・常時雇用者2人以上が常駐</p> <p>(3)スタートアップ企業 ・常時雇用者1人以上が常駐</p> <p>(4)グロース企業 ・床面積30㎡以上 ・常時雇用者5人以上が常駐</p>
補助対象経費	本市に新たに開設する事業所の賃借料（最大12か月分）（敷金、保証金等及び消費税等を除く）
補助率	50%以内
補助限度額	1,000万円
その他	別途、本市への本店登記移転に対し加算があります。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

3. 産業立地強化促進補助金

名古屋市では、本社オフィス、オフィス、工場、研究施設を新增設する企業に対して、その経費の一部を助成します。

補助制度の概要 (フラグシップ型)

対象となる場合	本市に50年以上本社を有する企業が、市内において本社オフィスの新增設を行う場合
対 象 要 件	(1)中小企業 ・市内の事業所等における常時雇用者の合計が25人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が2億円以上 (2)大企業 ・本市内の事業所等における常時雇用者の合計が100人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が25億円以上
補助対象経費	補助対象施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額
補 助 率	20%以内
補 助 限 度 額	5億円

(本社立地型)

対象となる場合	市内において本社オフィスの新增設を行う場合
対 象 要 件	(1)中小企業 ・補助対象施設に配置する常時雇用者が5人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が1億円以上 (2)大企業 ・補助対象施設に配置する常時雇用者が20人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が10億円以上
補助対象経費	補助対象施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額
補 助 率	10%以内
補 助 限 度 額	5億円

〈産業立地型〉

対象となる場合	製造業又は情報通信業に分類される事業を主に営んでいる企業が、市内においてオフィス、工場、研究施設の新增設を行う場合
対 象 要 件	(1)中小企業 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設に配置する常時雇用者が5人以上 ・補助対象施設の新增設にかかる固定資産取得費用の合計額が1億円以上 (2)大企業 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設に配置する常時雇用者が20人以上 ・補助対象施設の新增設にかかる固定資産取得費用の合計額が10億円以上
補 助 対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額 ・機械設備等に係る固定資産税の課税標準額（工場、研究施設のみ） ※取得単価1,000万円未満の機械設備等は除く
補 助 率	10%以内
補 助 限 度 額	5億円

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

4. 市内企業再投資促進補助金

長年にわたり市内の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。

補助対象	20年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業（※1）		
対象分野	以下の次世代成長分野又は「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）」に該当する業種 (1) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。） (2) 航空宇宙関連分野 (3) 環境・新エネルギー関連分野 (4) 健康長寿関連分野 (5) 情報通信関連分野 (6) ロボット関連分野 (7) その他市長が認める分野		
交付要件	投資規模要件	大企業	25億円以上
		中堅企業（※2）・中小企業	1億円以上
	雇用要件（※3）	大企業	50人以上
		中堅企業・中小企業	25人以上
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）		
補助率	大企業	4%以内（※4）	
	中堅企業	5%以内（ただし、みなし大企業は4%以内）（※4）	
	中小企業	10%以内（ただし、みなし大企業は8%以内）	
限度額	大企業	5億円	
	中堅企業	5億円	
	中小企業	10億円	

※1 新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要

※2 常時使用する従業員の数が2,000人以下の大企業

※3 支援期間中における常時雇用者数

※4 大企業及び中堅企業については、別に愛知県からも補助が受けられます

（固定資産取得費用の大企業は4%以内、中堅企業は5%以内（ただし、みなし大企業は4%以内））

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

5. 工場建設に必要な許可・届出等

工場を建設しようとするときは、下記のような許可、届出等の手続きが必要です。

法令名	許可・届出等を必要とする場合	手 続	お問い合わせ先
都市計画法	開発行為（土地の区画形質の変更）をするとき。ただし、市街化区域内は、500㎡以上	市長に申請し、許可を受ける。	住宅都市局 建築指導部 開発指導課 電話:972-2770 FAX:972-4159
工場立地法	特定工場（敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積の合計3,000㎡以上）を新設するとき（増設・用途変更によって上記に該当する場合を含む）。	工事開始の90日前までに、市長に届け出る。	経済局 イノベーション推進部 産業立地交流課 電話:972-2423 FAX:972-4135
建築基準法	建築物の建築や用途変更をしようとするとき。	建築確認申請を建築主事又は民間の指定確認検査機関に提出し、その確認及び工事完了後の検査を受ける。	住宅都市局 建築指導部建築審査課 電話:972-2929～2932 FAX:972-4159